

## 公認心理師試験の受験資格問題に関する緊急提言について

公認心理師は、心理カウンセリングや心理アセスメントなどを通して国民の心の健康に寄与する心理職の国家資格です。日本では、1960年代から心理職の国家資格創設に向けた運動が始まりましたが、心理職をどう定義するかなどについて関係諸団体の一致が難しく、2015年に公認心理師法が成立するまで50年余りの歳月を費やしました。その間、臨床心理士をはじめとする多数の民間資格によって、医療・保健、福祉、教育などのさまざまな分野に心理職が送り出されてきました。公認心理師成立までにすでに社会に心理職として定着していた人数は、数万人とされています。

このように、実際に多くの心理職がさまざまな分野で心理支援を行っている状況で国家資格・公認心理師が創設されました。公認心理師法では、法が施行された時点ですでに心理職として業務をしていた人は、法施行後5年間に限って、所定の条件がそろえば受験資格が得られるという特例措置、いわゆる経過措置を設けて、国家資格取得を円滑に進めようとしてきました。しかし、もとより多様で人数の多い心理職に、公平で適切に受験資格を与えるための条件を明示することは、予想以上に困難であるようです。

第1回公認心理師試験は2018年9月9日と12月16日に行われましたが、受験を申し込んだ心理職のうちかなりの人数に受験資格無しという結果が返ってきました。この情報はSNSを通じて広がり、あきらめずに試験機関などへの働きかけを続ける人が現れて、辛うじて分野施設コード902で受験する人に対しては、書類の再提出のチャンスが与えられました。しかし、残念ながらその際の試験機関や厚生労働省の対応にも一貫しないところが見られたため、今後の受験者の不利益をなるべく減らす目的で、受験資格の審査基準の明確化を求める緊急提言を行うものです。

当ネットワークは、今後、分野施設コード902以外の問題にも取り組み、現に多くのクライアントに対して心理支援を行っている心理職には、適切に受験資格が与えられるように働きかけていきます。

心理職支援ネットワーク 代表 今井たよか